

産業廃棄物処分業許可証

複写

住 所 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原908番地3
氏 名 宮古島エコサービス株式会社 代表取締役 大塚 健護
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和7年(2025年) 10月 24日
許可の有効年月日 令和12年(2030年) 10月 23日

1. 事業の範囲

中間処理

(選 別) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)

(圧縮梱包) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

手選別コンベア

設置場所 : 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原908番3

設置年月日 : 令和7年5月28日

処理能力 : 廃プラスチック類	77.22t/日 (9時間)	8.58t/時間
紙くず	66.15t/日 (9時間)	7.35t/時間
木くず	121.32t/日 (9時間)	13.48t/時間
繊維くず	26.46t/日 (9時間)	2.94t/時間
ゴムくず	114.66t/日 (9時間)	12.74t/時間
金属くず	249.30t/日 (9時間)	27.70t/時間
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	220.59t/日 (9時間)	24.51t/時間
がれき類	326.52t/日 (9時間)	36.28t/時間

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

(以下、裏面に続く)

複写

圧縮梱包機 (SPAW-A-50H)

設 置 場 所：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原 908 番 3

設 置 年 月 日：令和 7 年 5 月 28 日

処 理 能 力：廃プラスチック類	39.6t/日 (9 時間)	4.4t/時間
紙 く ず	29.7t/日 (9 時間)	3.3t/時間
木 く ず	54.0t/日 (9 時間)	6.0t/時間
繊 維 く ず	29.7t/日 (9 時間)	3.3t/時間
ゴ ム く ず	29.7t/日 (9 時間)	3.3t/時間
混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)		
	54.0t/日 (9 時間)	6.0t/時間

保管施設

設 置 場 所：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原 908 番 3

混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
：保管面積 68.9 m² 保管上限 61.9 m³ 保管高さ 2.0m

3. 許可の条件

- (1) 当該処分業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7 年 10 月 24 日 新規許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

事務所の所在地：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原 908 番 3

事業場の所在地：沖縄県宮古島市伊良部字佐和田大野原 908 番 3

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。